

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理 (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		
畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	982	家畜の糞を産業廃棄物としない	ガス化や炭化・灰化原料とする家畜糞は、産業廃棄物として扱わない。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制緩和	家畜の糞を産業廃棄物としない	環境省産業廃棄物課	廃棄物処理法第2条、廃棄物処理法施行令第2条	D	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされている(平成11年3月10日最高裁第2小法廷決定同旨)。 ・上記の判断の結果廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになる。 また、「規制の特例措置等に関する意見・質問への回答」で御指摘のあった「逆有償物」については、平成17年3月25日通知において、一定の要件を満たすものであれば、有償で譲り受ける者が占有者となった時点で廃棄物に該当しないこととされている。 ・産業廃棄物については、当該廃棄物該当性に係る判断は、法制度上、生活環境保全上の観点から、産業廃棄物について専門的な知識を有する都道府県等(今回のケースでは、群馬県)が個別の事案ごとに判断することとされており、群馬県(廃棄物担当部局)において個別の事案ごとの判断が適切に行われることが必要である。 ・本提案内容については、国ではなく群馬県(廃棄物担当部局)の専管事項になることから、群馬県の事業担当部局と廃棄物担当部局において十分に話し合いを行って頂きたい。 ・なお、以上の点は実務者レベルの打合せの場で群馬県にも伝えてあり、まずは県内で相談して判断し、技術的助言が必要であれば国に個別にご相談いただく旨、了解を得ている。 		a	<ul style="list-style-type: none"> ・本件については、事業担当部局と廃棄物担当部局とが一層の連携を図り、事業が円滑に実施できるよう検討していきたい。また、貴省におかれては、今後も技術的助言をいただきたくお願いしたい。 		I
畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	983	電気事業法小出力発電設備	火力についての小出力発電設備を20kW未満とする電気事業法施行令の緩和	電気事業法小出力発電設備	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第38条第3項、電気事業法施行規則第48条第4項第4号	B	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 本提案は総合特区で実施することとするが、一定の条件をつけることとした。 本提案は、内燃力発電設備の一般用電気工作物の範囲を10kW未満から20kW未満に拡大するものと理解される。電気出力10kW以上の内燃力発電設備は、事業用電気工作物となるので、保安規制の手続として保安規程の届出及び電気主任技術者の選任等が必要となる。一方、10kW未満の内燃力発電設備は一般用電気工作物となるので、これらの保安規制の手続が不要である。 電気事業法では、当該電気工作物の所有者等の設置者が、その保安の確保については責任を持つこととなっている。現状では、電気出力10kW以上20kW未満の内燃力発電設備については、電気主任技術者を置くことや保安規程で設置者の保安確保の措置が明確になっていることから保安が確保されているといえる。 本提案のとおり電気出力10kW以上20kW未満の内燃力発電設備からこれらの保安確保の措置が除かれることになると、感電や破損等による事故のリスクが増加することが考えられる。電気工作物に事故が発生した場合、事業用電気工作物については、電気関係報告規則による報告義務が課せられており、国はその事故報告を受け、その結果等を公表することにより、同様の事故の未然防止に資しているところである。他方、一般用電気工作物については、電気関係報告規則による事故報告の義務は生じない。 本提案では事故のリスクが増加するにも拘わらず、事故報告がなされないことになる。このため、電気出力10kW以上20kW未満の内燃力発電設備が、保安確保の措置なしに持つ固有の安全性についても、知見が得られないこととなるだけでなく、万が一事故が多発してもその情報を行政が把握できず、原因分析等も行われなままとなるおそれがある。 そのため、本特区において、電気出力10kW以上20kW未満の内燃力発電設備の事故情報を収集する仕組みを作り、収集された事故情報について専門家により組織された委員会等によって分析等を行うことが必要であると考え。 また、これらの事故情報と分析結果等については、我が国における小出力の内燃力発電設備の安全確保及び規制改正の情報として役立てられるよう国等へも提供される仕組みを作っていただきたい。 		a	<ul style="list-style-type: none"> 本件については、貴省ご指摘のとおり、事故の未然・再発防止の観点から、事故情報の収集、事故内容の調査・分析、国への報告の仕組み等を構築した上で、実施したいと考えている。 		I

内閣府整理 I: 提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II: 提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III: 取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV: 一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)				国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等			
畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	982	家畜の糞を産業廃棄物としない								D		I
畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	983	電気事業法小出力発電設備								B	群馬県が今後構築する事故情報の収集、事故内容の調査・分析、国への報告の仕組みの検討に際しては、群馬県等により個別相談等があった場合は、本事業の実現のため、また、担当省庁の回答にもあるように我が国における小出力の内燃力発電設備の安全確保及び規制改正の情報として役立てるため、国としての技術的助言等ご協力をいただきたく願います。	I